

## 平成24年度 第24回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成25年3月14日（木）午前10時～11時30分

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

#### 【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
係長	遠藤公亮	係長	新高謙一
係長	有岡博己		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第2号 職員の採用選考について

議案第3号 職員の昇任選考について

議案第4号 人事委員会規則の改正について

### 5 議事の公開・非公開

議案第1号及び第4号を公開とし、議案第2号及び第3号を非公開とした。

### 6 議事

#### 1 議案第1号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

### ① 申請のあった職

文化財主事（任期付職員）

### ② 採用予定者数

4名程度

### ③ 採用予定日

平成25年6月1日

### ④ 申請理由

埋蔵文化財の発掘調査業務については、その業務の専門性・特殊性から、高度の専門的知識・経験、職務遂行能力が求められる。

そのため、その者が業務に必要な専門的知識・経験を有しているか、それらの知識・経験を業務に活用できるかどうかといった点に着目し、専門試験、論文試験、実技試験及び人物試験により総合的に評価する必要がある。

### ⑤ 選定方法

教育委員会において採用候補者選考試験を実施。

#### (1) 試験内容

- ・ 専門試験：文化財主事に必要な専門的知識についての筆記試験（多肢選択式）
- ・ 論文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
- ・ 実技試験：土器の実測図に関する実技試験
- ・ 人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

#### (2) 受験資格

次のいずれかに該当する人

- ・ 大学又は大学院で考古学又は歴史学を専攻して卒業（修了）した人
- ・ 大学又は大学院を卒業（修了）したのち、発掘調査員に相当する職に6か月以上従事した経験のある人（ただし、発掘調査補助員及び発掘作業員を除く。）

※年齢要件なし

### ⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

#### 2 議案第2号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 3 議案第3号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 4 議案第4号

人事委員会規則の改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 【説明】

人事委員会規則の一部を次のとおり改正しようとするもの。

① 規則の名称  
職員の任用に関する規則

② 改正内容

(1) 研究職の職名の改正

選考により採用する職を定めた規定中、  
「研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長」  
とあるのを、  
「研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち室長補佐」  
に改める。

○行政職係長級以上の職及びこれに相当する一定の職の採用・昇任は選考によることとしており、規則 19 条 1 項 1 号及び 20 条 1 項 1 号において、これらの職を、選考により採用し、または昇任させる職として規定している。

○現在、「研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長」と規定してあるのを、研究職給料表 2 級の室長補佐や主任研究員の職を係長に相当するものとして解釈・運用しているが、これを給与条例の標準職務表や職の区分表の規定に合わせ「室長補佐」と規定する。

(2) 選考により採用する職の見直し

ア 「他の地方公共団体から派遣される者をもって補充しようとする職で、その者の派遣前の職と同等以下と人事委員会が認めるもの」の追加

○市町村職員等の割愛採用を想定。 ※これまでの取扱いについて別紙により整理。

イ 「企業等に勤務した経験を有する者のうちから試験に準ずる方法により職務遂行の能力及び職務への適性を有すると人事委員会が認めた者をもって補充しようとする職」の追加

○現在、組織の活性化、即戦力の確保等を目的とし、民間企業等における実務経験が 5 年以上ある者等を対象とし、民間企業等経験者対象の職員採用試験を実施している。

○これまでは、試験実施について人事委員会に付議した際に、選考により採用することについて併せて承認を得ていたという整理。

→規則で規定し、明確化する。

ウ 「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者をもって補充しようとする職」

○現在、身体障がい者（障がいの程度が 1 級～4 級の方）を対象とした職員採用試験を実施している。

○民間企業等経験者対象試験と同様、試験実施について人事委員会に付議した際に、選考により採用することについて併せて承認を得ていたという整理。

→規則で規定し、明確化する。

(3) その他所要の規定の整備

③ 施行期日  
公布日

7 次回の人事委員会の開催

平成 25 年 3 月 28 日（木）午後 3 時から開催することとした。